

令和6年2月22日（金）

令和5年度成年後見制度利用促進研修会



©2010熊本県くまモン

熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症対策・地域ケア推進課

2025年の日本の姿

■ 高齢化のさらなる進行

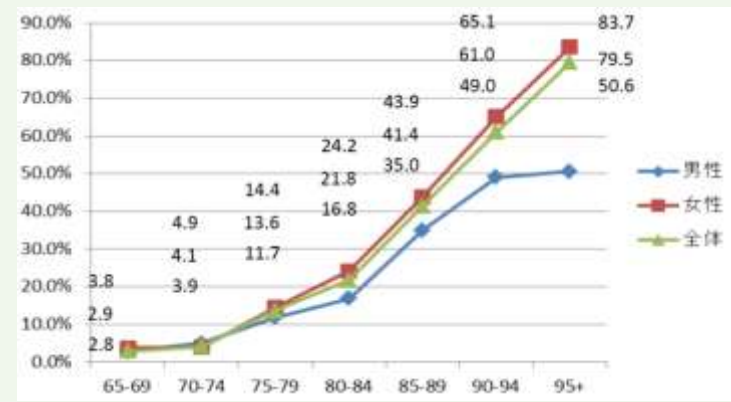
65歳以上人口 ⇒ 3,667万人（全人口のおよそ3割が高齢者）

※団塊の世代が全員、後期高齢者（75歳以上）となる

■ 認知症高齢者の増加 高齢者の5人に1人が認知症に

認知症の人が
65歳以上人口に
占める割合 15.7% ➡ 19.0%
 ~16.0% (2015年) ~20.6% (2025年)

後期高齢者が
65歳以上人口に
占める割合 48.2% ➡ 59.4%
 (2015年) (2025年)



認知症施策推進のための有識者会議（第2回）資料より抜粋

■ 高齢者を支える層の減少

15～64歳人口【全国】：7,545万人(2018年) ⇒ 7,170万人(2025年)

15～64歳人口【熊本】：98.3万人（2018年）⇒ 77.8万人（2025年）

【数値出典】

- ・ 2015年人口： 総務省「国勢調査」
- ・ 2018年人口： 総務省「人口推計」、熊本県「平成30年 熊本県の人口と世帯（年報）」
- ・ 2025年人口： 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」、熊本県「熊本県人口ビジョン」
- ・ 認知症の方の数： 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」

（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授）

認知症高齢者の将来推計

【 認知症有病者数（単位：万人） 】

(注)
上段は認知症有病率が一定の場合、下段は上昇する場合の推計

将来推計 (年)	H24 (2012)	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R22 (2040)
65歳以上人口 に対する比率	15.0%	15.7% 16.0%	17.2% 18.0%	19.0% 20.6%	20.8% 23.2%	21.4% 25.4%
全国	462	517 525	602 631	675 730	744 830	802 953
熊本県	7.2	8.1 8.2	9.4 9.8	10.5 11.4	11.4 12.8	11.4 13.6

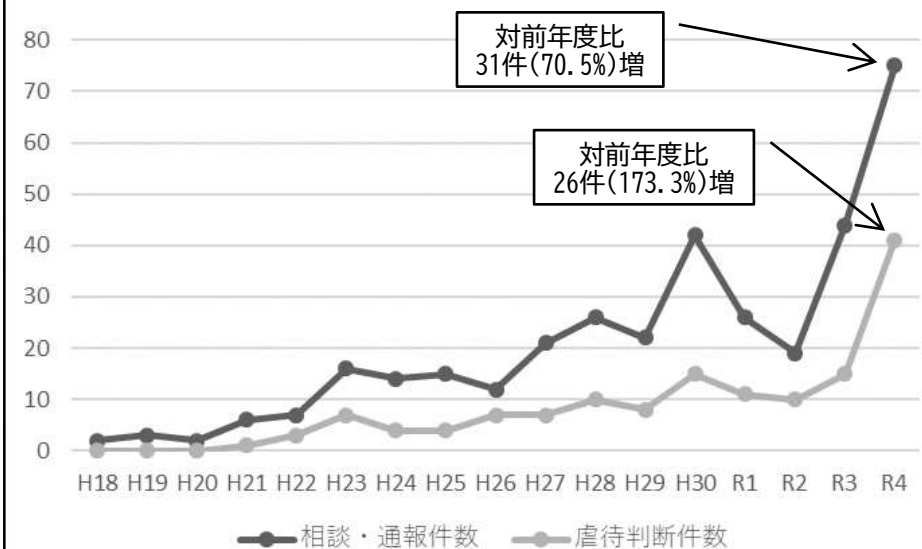
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」
(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授) による速報値 (全国)

2025年には
高齢者の5人に1
人が認知症に！

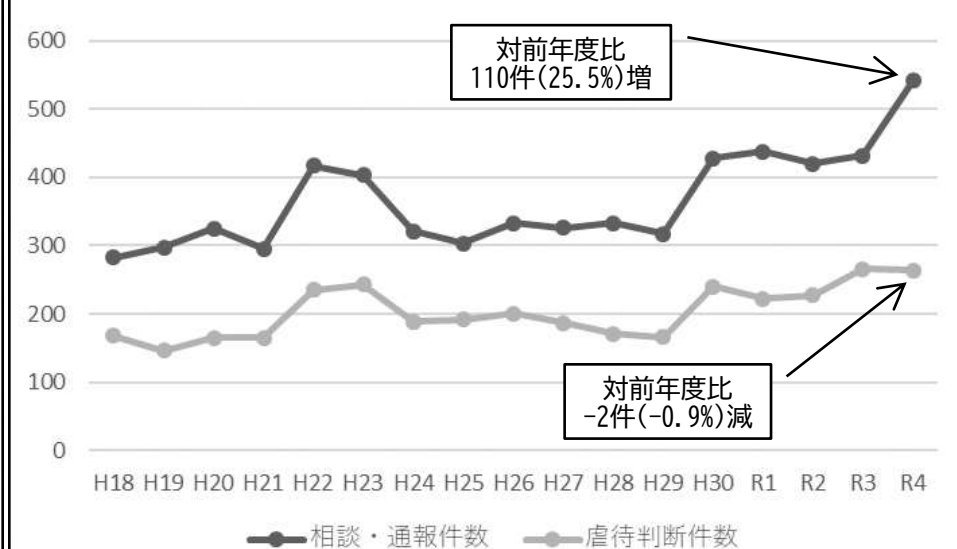
本県における高齢者虐待の状況

(単位：件)

養介護施設従事者等による虐待



養護者による虐待



養介護施設従事者等による虐待

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談・通報件数	2	3	2	6	7	16	14	15	12	21	26	22	42	26	19	44	75
虐待判断件数	0	0	0	1	3	7	4	4	7	7	10	8	15	11	10	15	41

(件) 養護者による虐待

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談・通報件数	283	297	325	295	417	403	321	303	333	326	333	317	428	438	420	432	542
虐待判断件数	168	146	165	165	235	243	189	192	201	187	171	166	240	222	227	266	264

出典：令和4年度における市町村の高齢者虐待への対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）

障害者手帳所持者数①

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和2年3月31日現在：18,855人

【精神障がい（認定区分別）】

（各年度末現在、単位：人）	平成27年度 （2015年度）	平成28年度 （2016年度）	平成29年度 （2017年度）	平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）
1級	3,615	3,504	3,470	3,403	3,280
2級	10,203	10,546	11,238	11,785	12,268
3級	2,250	2,411	2,527	2,801	3,307
計	16,068	16,461	17,235	17,989	18,855



障害者手帳所持者数②

■療育手帳所持者数

【知的障がい（認定区分別）】

令和2年3月31日現在：20,223人

(各年度末現在、単位：人)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
A1・A2	6,980	7,032	7,059	7,121	7,164
B1・B2	10,929	11,454	11,987	12,551	13,059
計	17,909	18,486	19,046	19,672	20,223

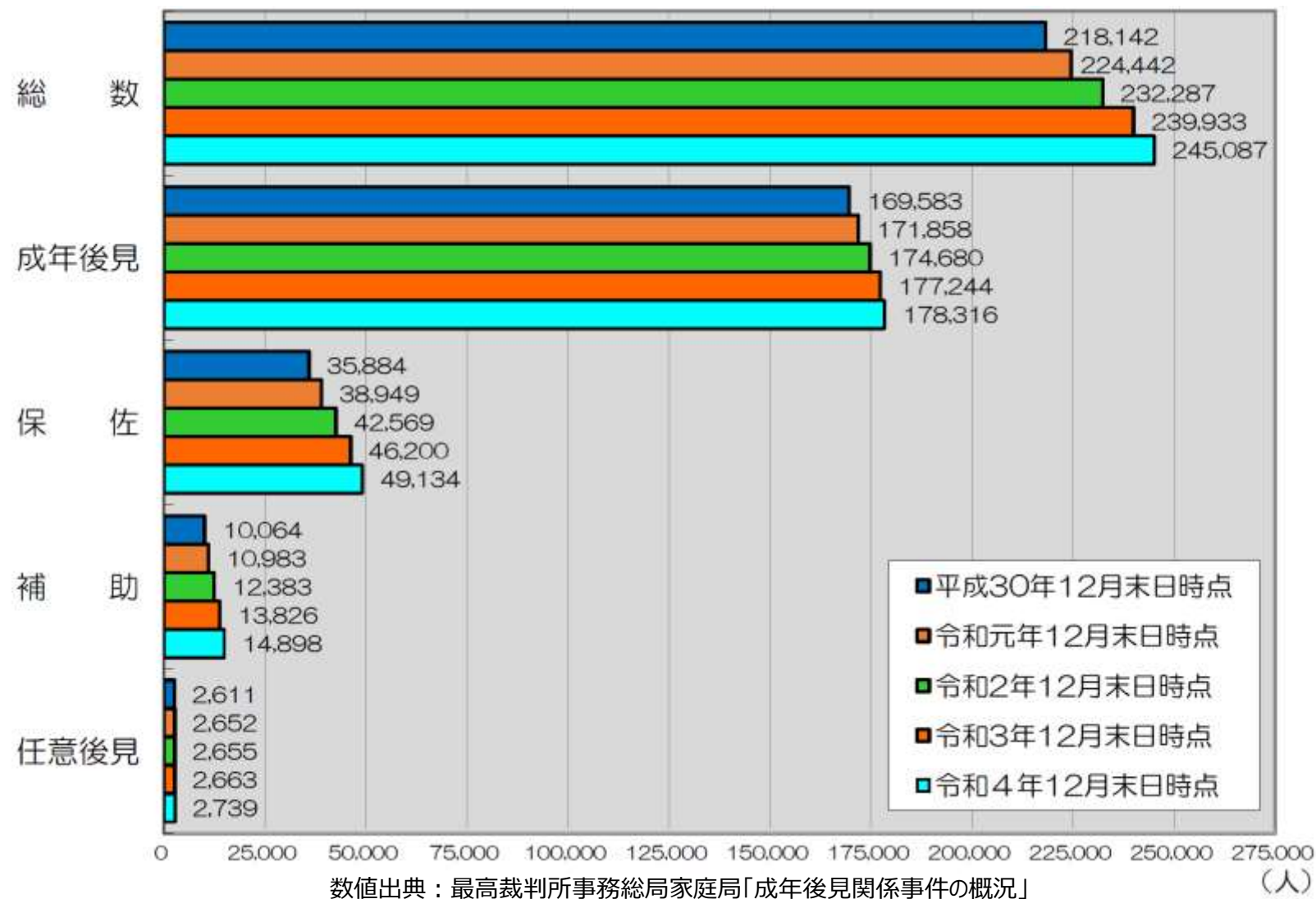


成年後見制度の利用状況（全国）

		平成12年 (成年後見制度施行時)		令和4年
申立件数		9,007 件	➡	39,719件
利用者数		—		245,087人
申立人	本人	2.9%	➡	21.0% (8,307件)
	親族	96.2%	➡	52.1% (20,617件)
	親族以外	0.9%	➡	26.9% (10,646件)
	市区町村長	0.5% (23件)	➡	23.3% (9,229件)
成年後見人等 に 選任された者	親族	90.9%	➡	19.1% (7,560件)
	親族以外	9.1%	➡	80.9% (32,004件)

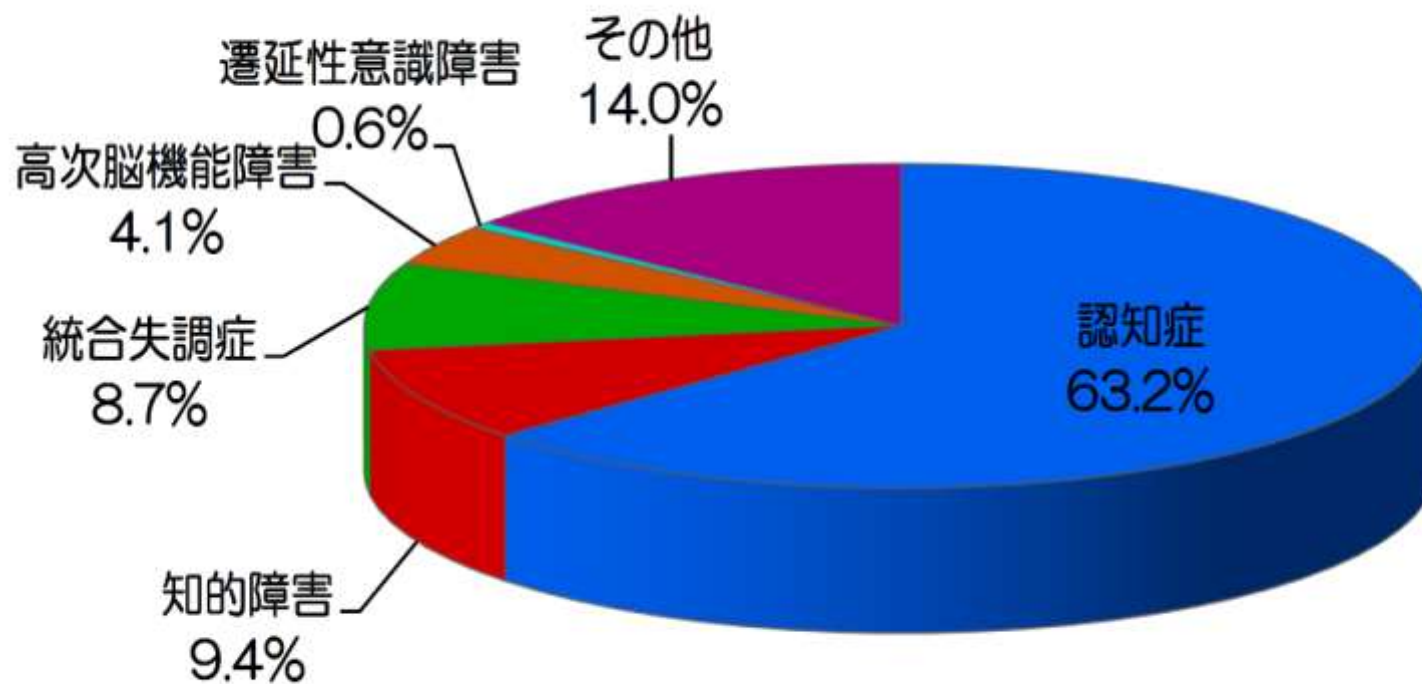
成年後見制度の利用状況（全国）

成年後見制度利用者数の推移



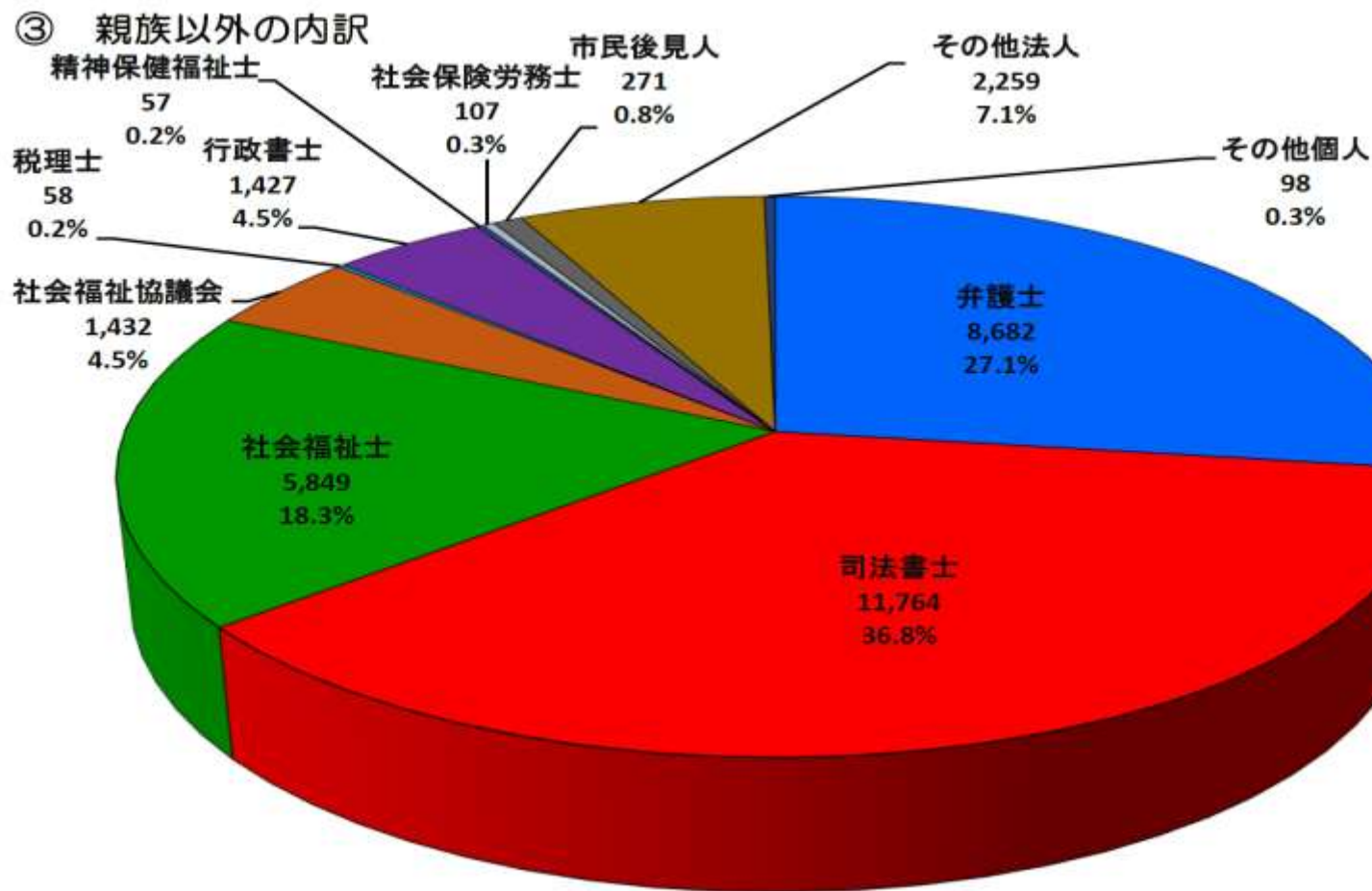
成年後見制度の利用状況（全国）

開始原因別割合



数値出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

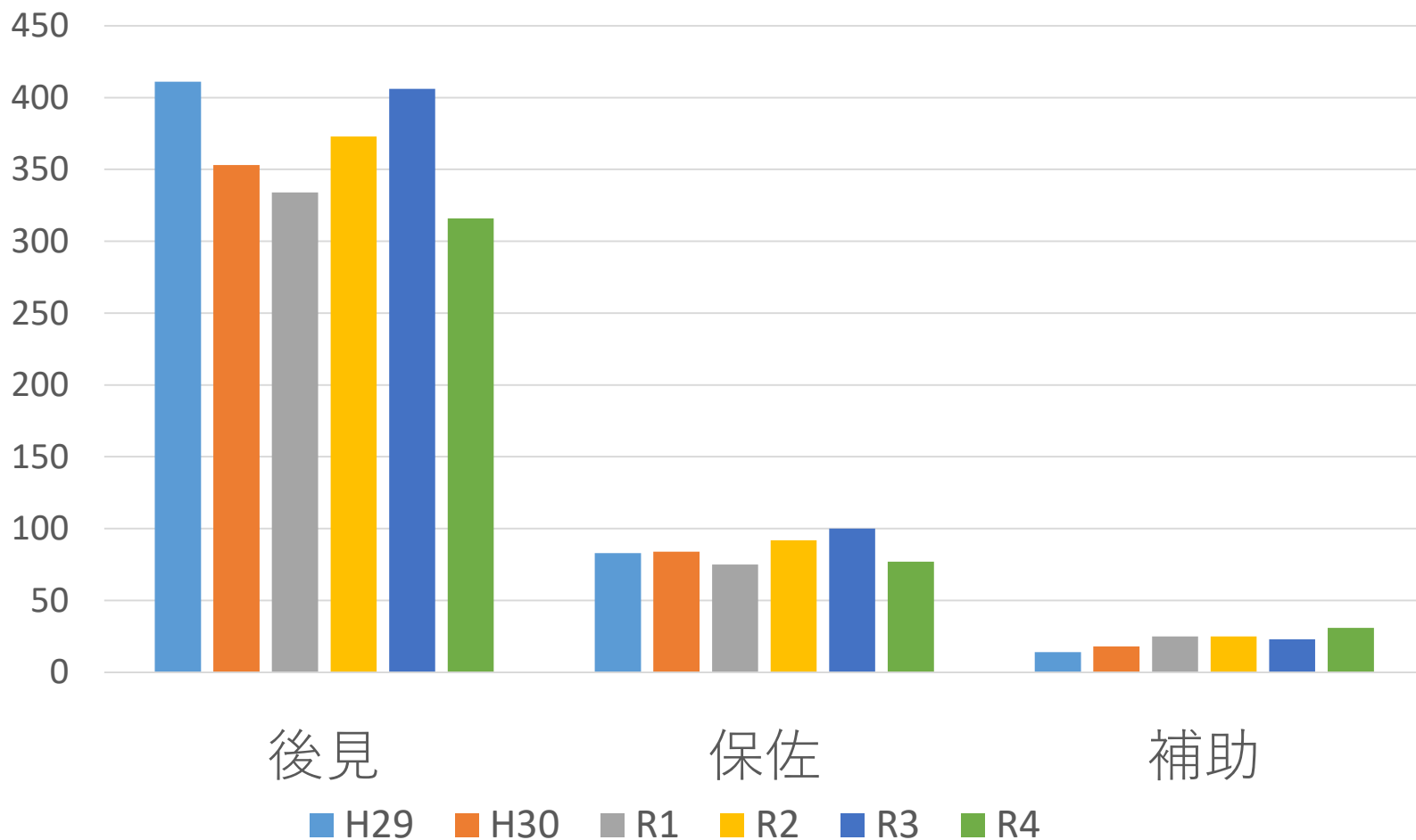
成年後見制度の利用状況（全国）



数値出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

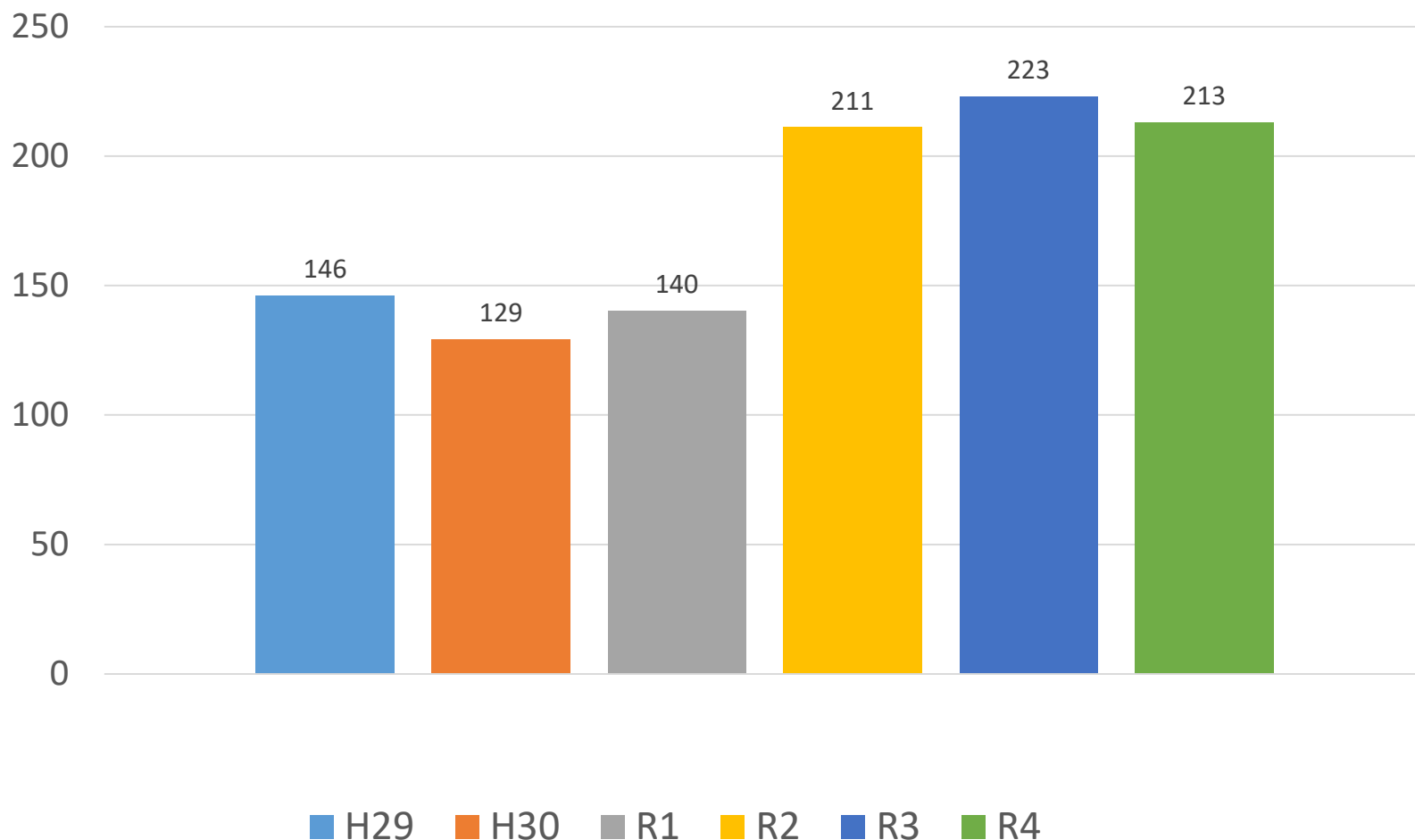
成年後見制度の利用状況（県内）

申立件数



数値出典：熊本家庭裁判所「熊本県成年後見等申立件数（本人住所別別）」

成年後見制度の市町村長による申立状況（県内）



数値出典：熊本家庭裁判所「熊本県内の市町村長による後見等開始申立事件数の推移」

成年後見制度利用促進をめぐる動き

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）



（法に基づく計画）

○ 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）



（基本計画の成果指標）

○ 基本計画に係るKPIの設定（令和元年5月30日）



○ 認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）



○ 経済財政の運営と改革の基本方針（骨太の方針）

「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症と共生する社会づくりを進める。また、成年後見制度の利用を促進するため、同大綱も踏まえ、中核機関の整備や意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的・計画的に推進する。（2019骨太方針）



（法に基づく計画）

○ 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

第二期基本計画における成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク

障害者支援の
ネットワーク

権利擁護支援の
地域連携ネットワーク

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の見守り等の
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。

以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。

- ①本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
- ②成年後見制度を利用する本人にとっての必要性や、成年後見制度以外に権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること。
- ③成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。

○福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

成年後見制度の利用促進に関する必要性

必要性

- 認知症等により判断能力が低下すると、
 - ① 預貯金の引出し等、金銭管理が困難
 - ② 介護サービスや入院が必要でも契約困難
 - ③ 住宅・金融・医療等の全般にわたり支障、消費者被害、詐欺のターゲットになるおそれ
- 今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていく
- 一方、成年後見制度の利用者は約22.4万人



必要な人に制度が利用されていない可能性

課題

- 社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されていない
- 法律専門職等が後見人に選任されるケースの中には、意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がある
- 後見人等への支援体制が不十分、福祉的観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難な家庭裁判所が相談対応
- このため、利用者が制度を利用するメリットを実感できていない

行政が取り組まなければならない理由

これらの事案で成年後見制度使うことができないと、住民は地域で安心して暮らしていくことができない。

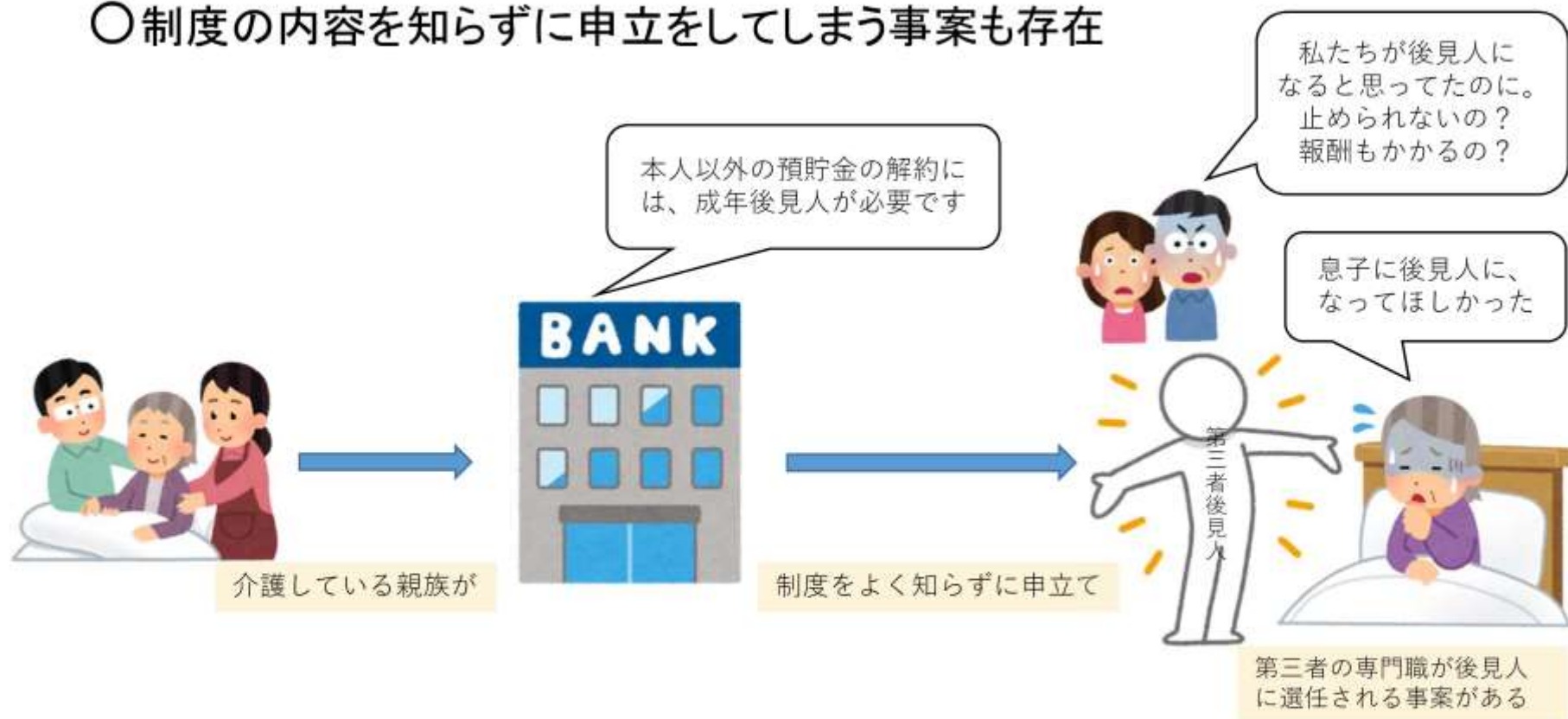
権利擁護支援の選択肢の1つとして、成年後見制度を使えるようにしていくことが求められている。

今までも、必要な事例について、成年後見制度に適切につないできたという市区町村も多いと思います。
適切に制度につないできたのに「なぜ、中核機関を整備する必要があるのだろう？」と不思議に思われるところもあるかもしれません。
そういう市区町村こそ、次のスライドからお示しする必要性について、検討してみてください。



公的相談窓口がどこなのか明示し広く知らせる必要性①

○制度の内容を知らずに申立をしてしまう事案も存在



○苦情が行政の窓口に来ても、簡単には後見人等を交代させることができなかった。

身近な公的相談窓口が分かりやすく明示されることが必要。
親族が後見人になる場合の支援が必要。

公的相談窓口がどこなのか明示し広く知らせる必要性②

○「身寄りがない(頼りたくない)けど、どうしたらいいんだろう?」と思っている住民へ、正しい情報が行き渡らない



○本人が「身元保証してあげる」と詐欺にあったり、騙されてしまったり...

○行政側も、後見類型の状態になって申立てをしたり、成年後見制度の活用がされないまま亡くなると、行旅死亡人として埋葬することになったり...

自助、共助の取り組みにより選択肢を広げる必要性

法定後見の市町村長申立しか選択肢がなくなってから出会うのではなく、もっと手前で出会って、様々な選択ができるよう支援する必要性がある

その人らしさを、よりしっかりと支えるために、任意後見を使って地域で備えることを支援できないか？エンディングノートや終活は？

法定後見制度以外の方法で、支援ができないか？

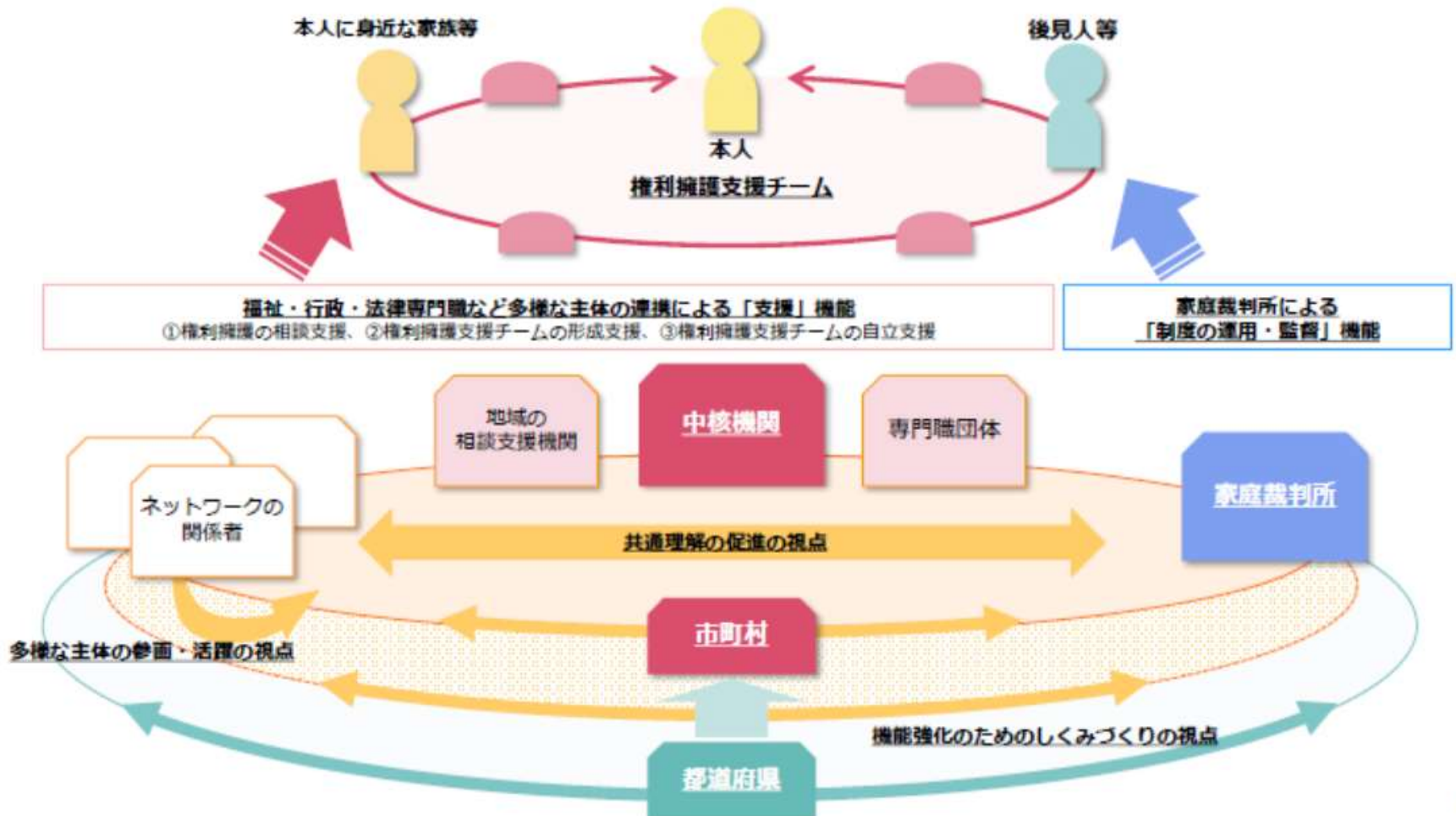
例) 安心して使える
緊急連絡等に関する事業
死後の事務の委任契約事業

本人の意思が、より尊重される補助、保佐の類型での申立ができる段階で支援できないか？



市町村や社会福祉協議会だけでなく、協議会等合議体のメンバーと一緒に考えていくことがポイント

権利擁護支援の地域連携ネットワーク



中核機関とは

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護（以下の4つの機能）を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進（受任者調整（マッチング）、担い手の育成・活動の促進）、④後見人支援

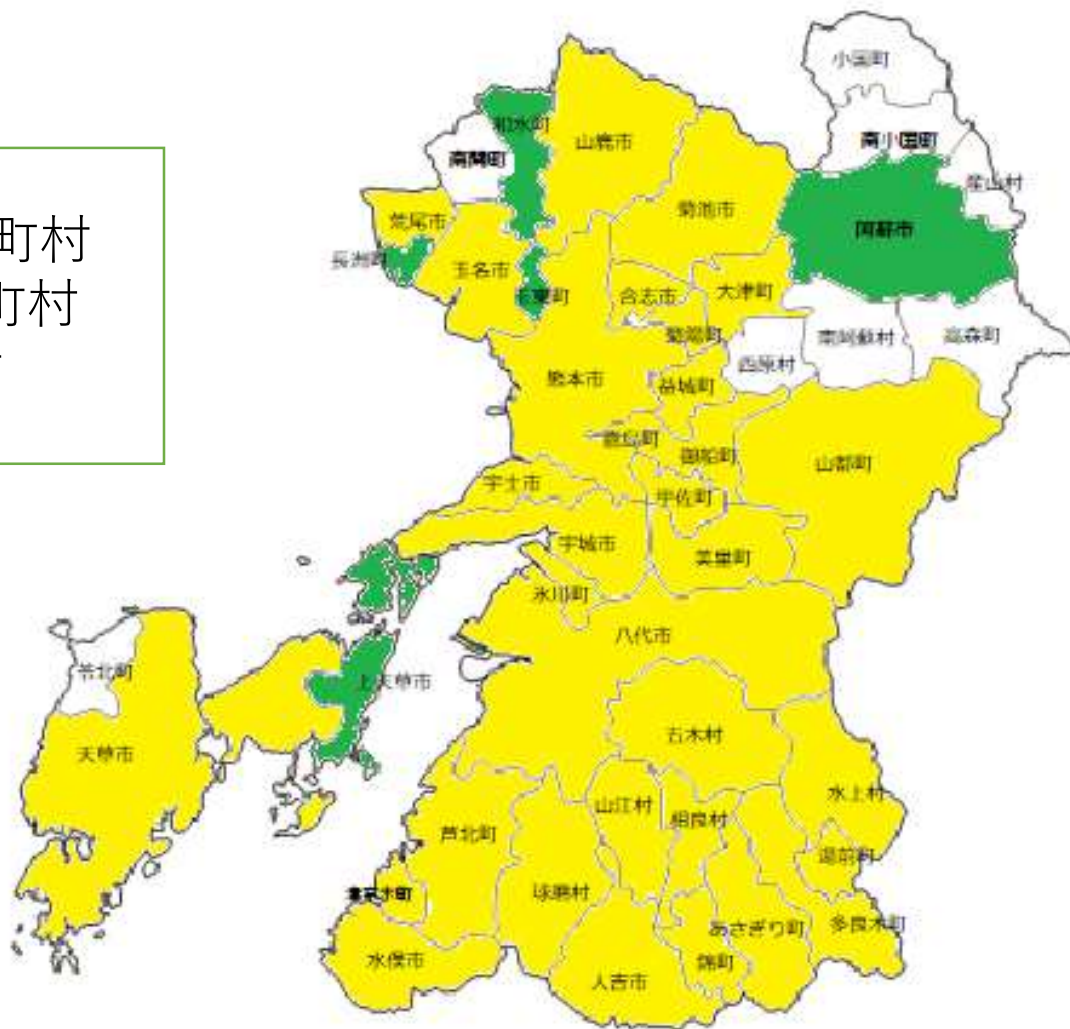
- 協議会の事務局

中核機関 （市町村直営又は委託）

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。（いわゆるハコモノ新設ではない。）
- ◎ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務
「小さく生んで大きく育てる」という考え方。「広報」「相談」が優先すべき機能。

中核機関の設置状況（令和5年6月調査）

設置済み	32市町村
整備予定（R6年度まで）	5市町村
未定	8市町村



市町村名	直営	委託	一部委託	委託先
熊本市		○		熊本市社協
八代市	○			
人吉市		○		人吉市社協
荒尾市		○		荒尾市社協
水俣市		○		水俣市社協
玉名市	○			
山鹿市			○	山鹿市社協
菊池市	○			
宇土市		○		宇土市社協
宇城市			○	宇城市社協
天草市		○		天草市社協
合志市	○			
美里町		○		美里町社協
大津町	○			
菊陽町	○			
御船町	○			

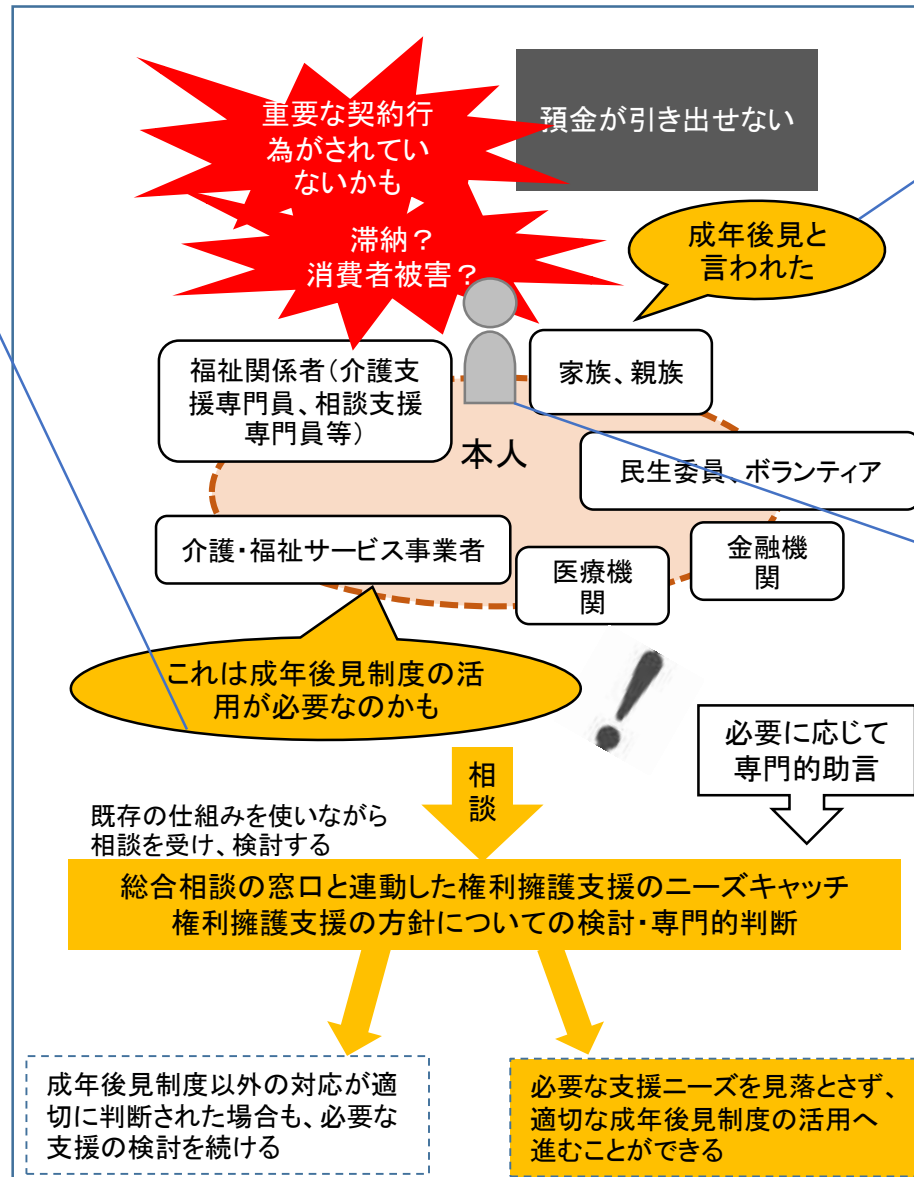
市町村名	直営	委託	一部委託	委託先
嘉島町	○			
益城町	○			
甲佐町	○			
山都町	○			
氷川町	○			
芦北町		○		水俣市社協
津奈木町		○		水俣市社協
錦町		○		人吉市社協
多良木町		○		人吉市社協
湯前町		○		人吉市社協
水上村		○		人吉市社協
相良村		○		人吉市社協
五木村		○		人吉市社協
山江村		○		人吉市社協
球磨村		○		人吉市社協
あさぎり町		○		人吉市社協

身近な支援者が「成年後見制度の活用が必要なのかもしれない」「権利擁護の支援が必要なのかもしれない」と気づけるように広報する

- パンフレット
- 研修会
- セミナー
- 出前講座

本人や、チームに加わる関係者へ広報する

メリット、留意点を含めて説明する
成年後見制度だけでなく、様々な権利擁護支援の仕組みについて説明する

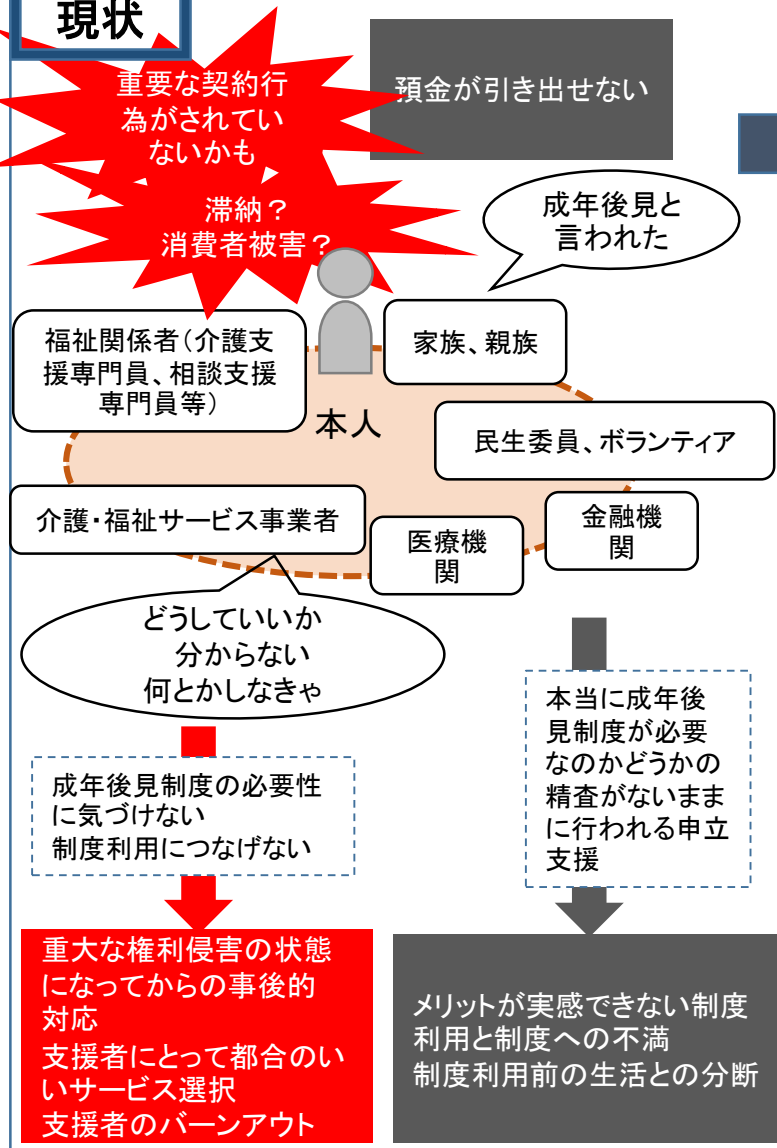


成年後見制度の活用について提案されたり、検討したりする際に、どこが公的相談窓口なのか、市民に分かるように広報する

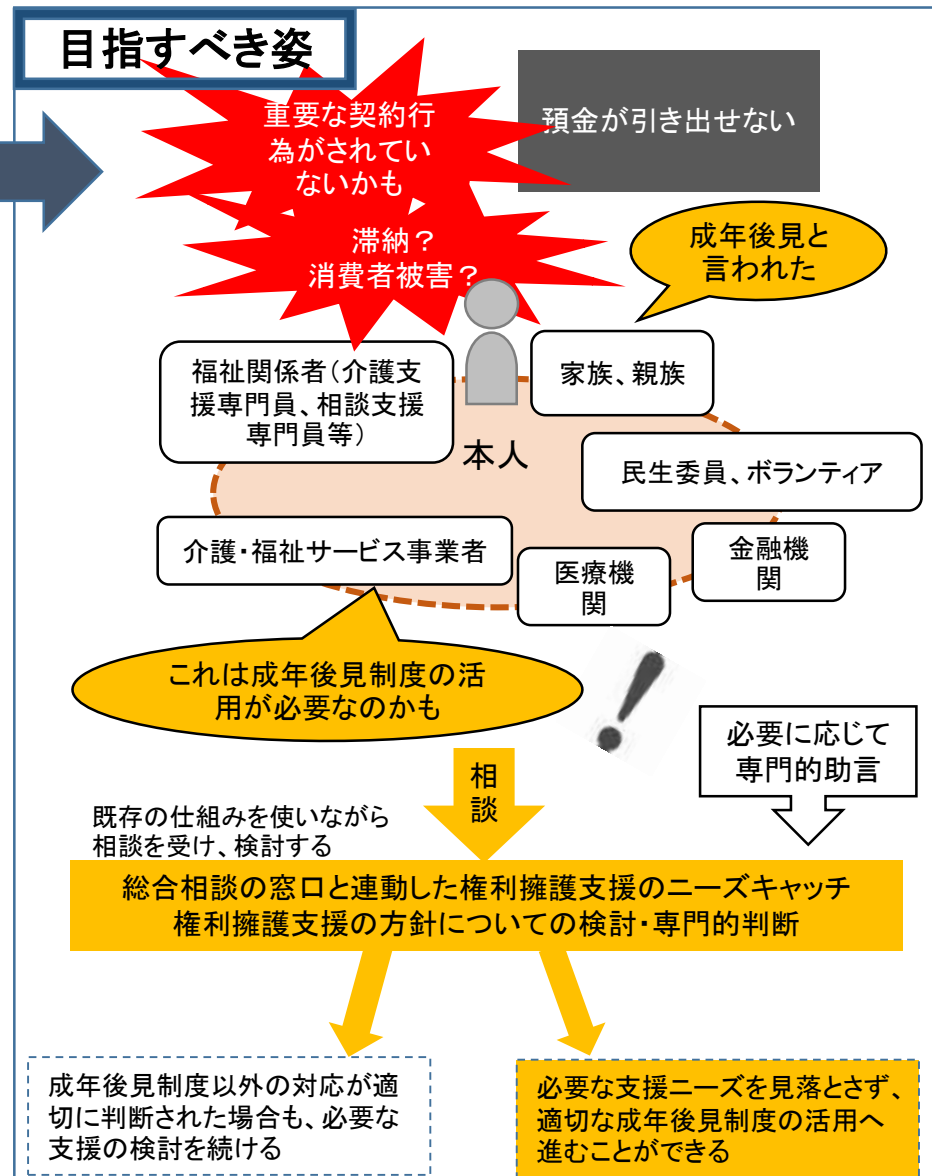
判断能力がしっかりしている頃から、不十分になった時にどう備えるか(任意後見)、あるいは、判断能力が不十分になり始めた頃から(補助、保佐)、自分の自身の権利擁護の在り方について考えられるように支援する

相談機能

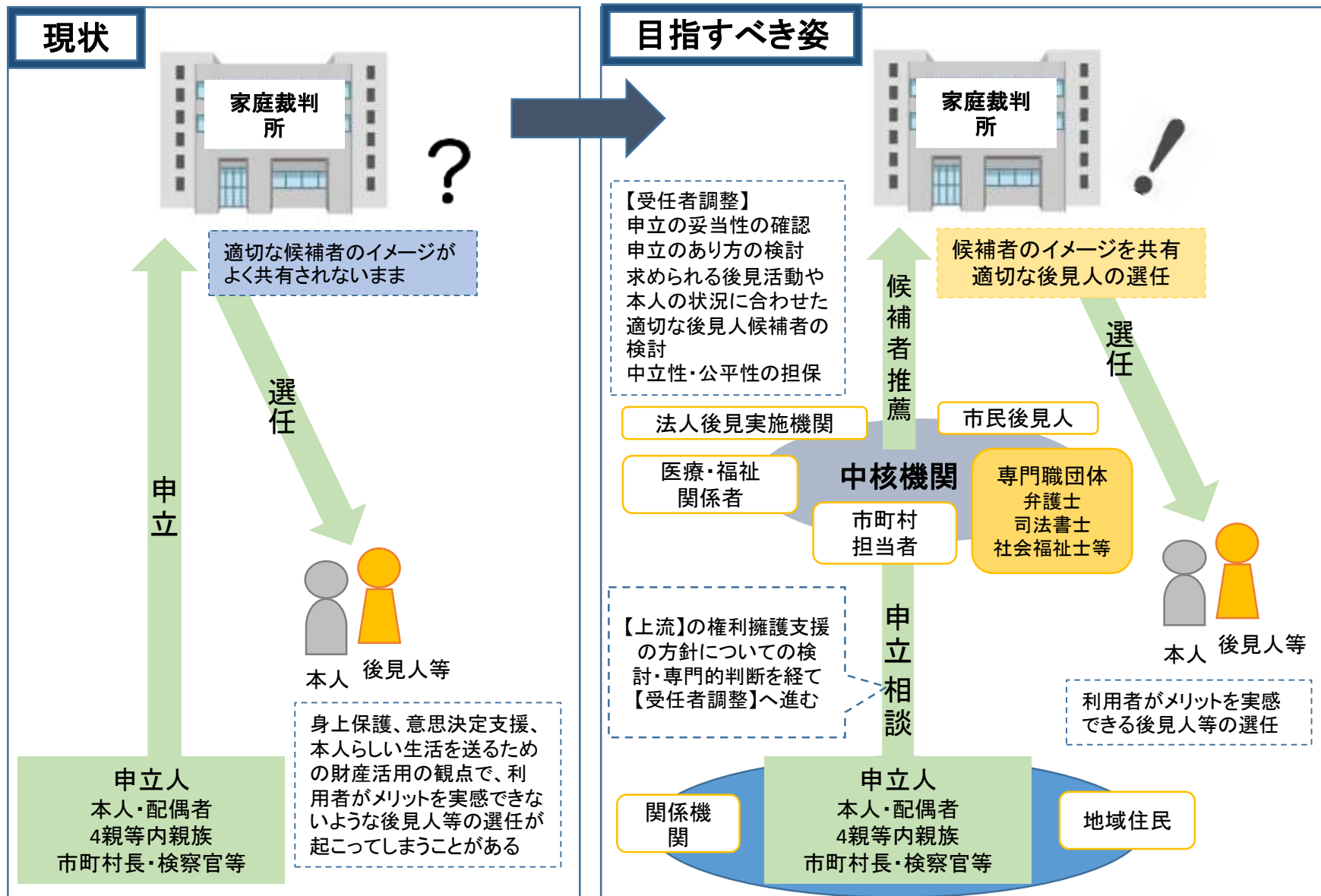
現状



目指すべき姿



成年後見制度利用促進機能 受任者調整(マッチング)等の支援





市民後見人養成研修の実施

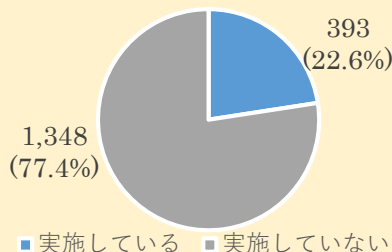
同じ市民の立場で支える
ことによるきめ細やかな
支援、双方向の活性化

- ・ 日常生活自立支援事業の支援員
- ・ 法人後見の支援員
- ・ (法人後見実施団体の支援を受けながら) 市民後見人としての活躍
- ・ 成年後見制度等の普及啓発



市民後見人の養成

市民後見人養成事業の実施状況 (1,741自治体)



市民後見人の養成者数 合計 1万6,003名 (平成31年4月1日時点)

うち、成年後見人等の受任者数 1,430名

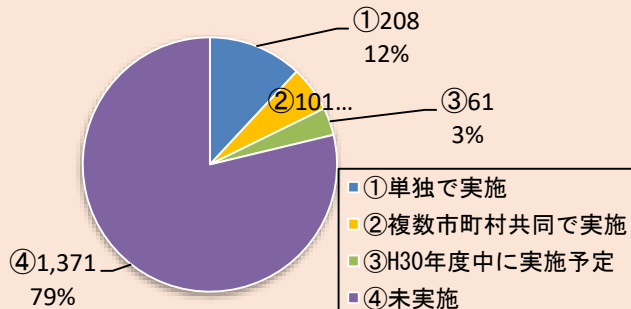
法人後見の支援員 1,819名

日常生活自立支援事業の生活支援員 2,378名

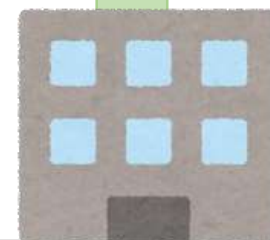
活動しているのは
35%

法人後見実施団体の養成

法人後見支援事業の実施状況 (1,741自治体)



市民後見人の活動支援
法人後見実施団体の活動支援



市町村社協、NPO法人等

後見人支援機能

現状

本人と後見人等の関係がうまくい
かなくなっている場合
相当期間が経過した後も、本人や
本人を支える家族等と後見人等と
の間に信頼関係が形成されてい
ない場合

どうしていいかわからない
誰にも相談できない

後見人等

福祉関係者(介護支援専門員、
相談支援専門員等)

家族、親族

介護・福祉サービス事業者

本人

民生委員、ボランティア

医療機関

金融機関

本人の判断能力が回復しない限り、後見等
が継続する
本人等と後見人等との間に信頼関係が形
成されていないという情報が、家裁にきちん
と伝わらない
後見人等に不正な行為等の任務に適しな
い事由がない限り、後見人等が解任されな
い

メリットが実感できない制度利用と制度への不満
制度利用前の生活との分断
本人の意思決定支援や身上保護が重視されない
後見活動の結果的な継続
本人の権利擁護が適切に行われない状態の継続

目指すべき姿

本人を後見人等とともに支える「チーム」に
よる対応

本人と後見人等の関係がうまくい
かなくなっている場合
相当期間が経過した後も、本人や
本人を支える家族等と後見人等と
の間に信頼関係が形成されてい
ない場合

他の支援体制への切替
えが望ましいと考えられ
る場合

福祉関係者(介護支援専門員、
相談支援専門員等)

家族、親族

介護・福祉サービス事業者

本人

民生委員、ボランティア

医療機関

金融機関

支援
地域の相談機関による
モニタリング・チームへの支援

相談

助言

必要に応じ支援

チーム支援やモニ
タリングの適切
性の検討
不正可能性や後
見人等の交代に
ついての検討

法人後見実施機関

市民後見人等

医療・福祉
関係者

中核機関

市町村
担当者

専門職団体
弁護士
司法書士
社会福祉士等

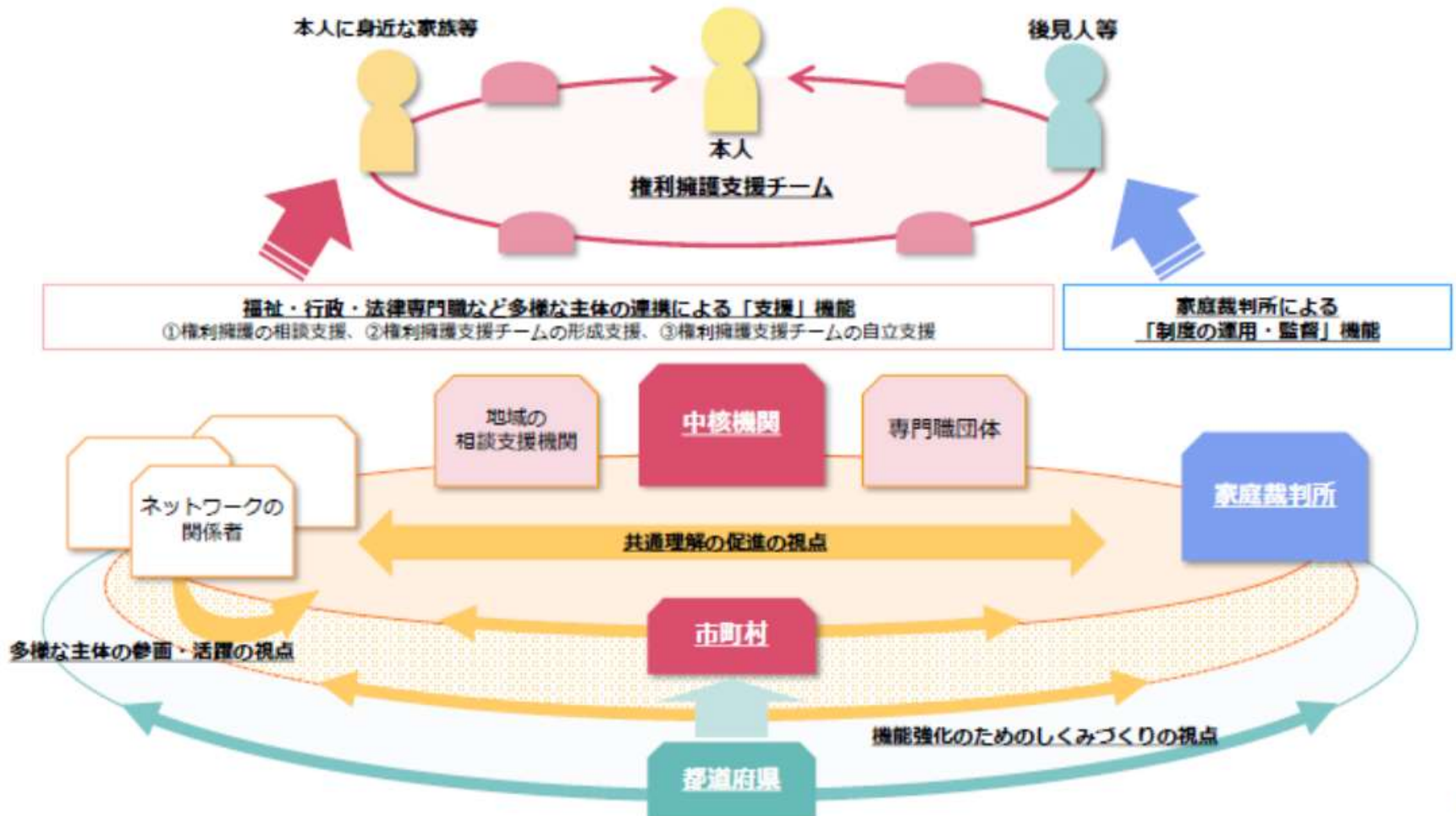
家庭裁判
所

必要に応じて
情報共有
新しい候補者の推薦等

必要に応じて
交代、類型変更等

利用者がメリット
を実感できる成年
後見制度の利用

権利擁護支援の地域連携ネットワーク



熊本県の主な取組（市町村支援）

権利擁護を担う人材の育成

- **市民後見人の養成・活動を行う市町村に対する補助**
- **法人後見を効率的に運用するための広域的な実施体制の整備を行う市町村に対する補助**
- **成年後見制度利用促進研修**
市町村、社協職員等を対象にした、成年後見制度の実務（申立）等に関する研修
- **市民後見人養成研修（専門編）**
各市町村が実施する市民後見人養成研修の修了者等を対象にしたステップアップ研修
- **意思決定支援研修**
市民後見人等を対象とした意思決定支援研修

成年後見利用促進の体制整備支援

- **市町村意見交換会等の実施**
成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置、市町村計画策定について、圏域の市町村、社協等による情報交換及び意見交換を実施
- **体制整備・困難事例に関する支援**
市町村等の成年後見制度利用促進に係る体制整備や制度利用における対応困難事例等に関する窓口を設置し、相談・助言を行う
- **地域連携ネットワーク会議（協議会）の開催**
市町村に対する成年後見制度体制整備支援、県内の担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成等について関係機関等と協議する

